

調 調 第 1 4 5 号
平成17年12月28日

法務省民事局参事官室 御中

社団法人 信託協会

「会社法施行規則案」等に関する意見について

先に意見募集のありました標記の件につきまして、当協会で検討しました結果、別紙のとおり意見をとりとめましたので、ご提出いたします。

以 上

「会社法施行規則案」等に関する意見

1. 会社法施行規則案

(1) 第3条【確認】

「子会社」には法人格を有しない組合等も含まれるということであるが、金融機関が通常行っているような匿名組合出資の場合、または投資事業組合に有限責任組合員として出資している場合は、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」にはあらず、当該出資先は「子会社」には該当しないと考えてよいか。

(2) 第37条【要望】

単元未満株式の買取、買増請求における「市場価格」の決定方法は、現行と同様、「請求日の最終の市場価格」としていただきたい。

単元未満株式の買取、買増請求における「市場価格」の決定方法については、買取請求ならびに買増請求が株式の売買であるため、取引所取引との整合性（取引所取引では終値取引という制度は存在するが、省令案に定めるような価格決定方法とする制度は存しない）、および価格決定の公正性・客観性・明確性という観点から、現行通りの「終値」という方法（その日に終値のない場合は、権利処理の安定性の観点から発行会社の定めにより直近の終値とする）が望ましいものとする。

また、省令案では買取の場合、株主は前週の相場と請求日の相場を見て請求が可能であり、会社との関係で常に株主が有利となる取扱いであると考えられる。（例えば、前週の相場が権利付の場合や請求日現在で適時開示等により株価が著しく下落した場合でも、買取請求の市場価格は、前週の相場での価格決定が余儀なくされる。）なお、買増の場合は逆に株主が不利となると考えられる。

(3) 第54条【確認】

新株予約権付社債の行使に係る端数については、法第283条により法第236条第1項第9号による端数を切り捨てる旨の定めをした場合、社債の償還金について払込額を超える額については株主に償還金として支払うことになるかと考えてよいか。

（例）転換社債型新株予約権付社債の社債券面が100万円のケースで、1株あたりの払込金額が3万円の場合、権利行使により33株の株式が発行されるが、1万円が端数となり、これについては端数償還金として処理。

(4) 第80条【要望】

本条に定める「基本方針」としてどのようなものが該当するのかが曖昧であるため、「基本方針」として想定される内容について考え方等を示していただきたい。

(5) 第80条【確認】

所謂買収防衛策は本条で規定する「基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に該当すると考えられるが、買収防衛策を導入しても「基本方針」を特段定めていない場合には本条の適用はないと考えてよいか。

2. 株主総会等に関する法務省令案

(1) 第35条【要望】

本条項で議決権行使書面に記載すべき事項として定められている事項については、総会の招集通知もしくは参考書類に記載すれば、議決権行使書面への記載を省略できるようにしていただきたい。

本条項で定めている事項については、総会の招集通知に記載されていれば株主への周知としては十分と考えられるため、議決権行使書面への記載スペースの問題もあり、招集通知もしくは参考書類への記載があれば、議決権行使書面への記載を省略しても影響はないものと考えられる。

3. 株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案

(1) 第5条第1項第5号【確認】

構築すべき体制（内部統制システム）として「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」が挙げられているが、親会社に対する立場と子会社に対する立場とでは位置付けが異なるため、本条項において、株式会社は、親会社または子会社に対して、その立場に応じて「業務の適正を確保するための体制」の実現に向けた措置を講じるものと考えてよいか。

以 上